公布された規則のあらまし

◇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号 の利用等に関する条例施行規則

1 制定の理由及び内容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用等に関する条例の改正に伴い、県の同一の機関内で利用することができる特定個人情報及び県の他の機関へ提供することができる特定個人情報を定めました。(第2条、第3条、別表第1、別表第2関係)

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとしました。

◇ふじのくに茶の都ミュージアムの設置、管理及び使用料に関する条例施行規則

1 制定の理由

ふじのくに茶の都ミュージアムの設置、管理及び使用料に関する条例の制定に伴い、条例の施行に関し 必要な事項を定めました。

- 2 内容
 - (1) 入館時間について定めました。(第2条関係)
 - (2) 観覧手続、特別観覧手続及び多目的ホールの使用手続について定めました。 (第3条~第5条、様式 第1号、様式第2号関係)
 - ③ 観覧料等の減免及び還付について定めました。(第6条、第7条、様式第3号、様式第4号関係)
 - (4) その他必要な事項について定めました。
- 3 施行期日

この規則は、平成30年3月24日から施行することとしました。